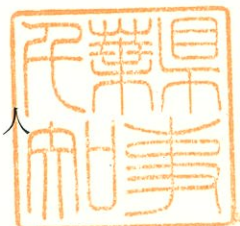




高 第 1 7 7 号
令和3年4月22日

社会福祉法人 福祉楽団
理事長 飯田 大輔 様

千葉県知事 熊谷 俊 人



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和3年4月23日 から 令和8年4月22日 まで